

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、日に当たる)

規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年六月六日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第二十九号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表の第二号中「年二・八パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年二・八パーセント」を「年二・三パーセント」に改め、同表の第三号及び第四号中「年二・八パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同表の第七号中「こい」の下に「、テラピア」を加え、同表の第八号中「行なう」を「行う」に、「年二・八パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同表の第九号中「年二・八パーセント」を「年二・五パーセント」に改め、同表の第九号中「年二・八パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一パーセント」を「年一・五パーセント」に改め

◆正規

◆誤

昭和五十五年五月鳥取県告示第四百五十四号中訂正

◆選管告示

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布するものとみなされるもの
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
なる旨の申出の受理
土地改良事業の工事の完了
土地収用法による土地の立入り
鳥取県の議員及び知事の選挙権を有する者の総数
個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の
報告（二件）

る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和五十五年四月十四日から適用する。

3 昭和五十五年四月十四日前に改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百八十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第四百八十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申出の都道府県名

療養取扱機関名	所 在 地	申出の年月日
秋山歯科医院	鳥取市瓦町一七一	昭和五十五年五月一日
全 国		

鳥取県告示第四百八十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
北本俊一	鳥園葉第四二三号	昭和五十五年四月二十三日

鳥取縣告示第四百八十四號

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和五十五年六月六日

鳥取県知事
平林鴻

—

鳥取県告示第四百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年六月六日

鳥取県知事
平
林
鴻

土地改良事業の名称

志津地区農業用用排水事業
昭和五十五年三月二十日

中田地区農業用用排水事業
安地区農道整備事業

大原地区農業用用排水事業

大原地区農業用排水と密 体とした事業

松谷地区農業用用排水事業

北野地区農業用用排水事業

福部地区農業用用排水事業

神鋼機器工業株式会社

鳥取県告示第四百八十五号	昭和五十五年六月六日	鳥取県知事 平 林 鴻	午前十時から 午後三時まで	倉吉福祉会館
土地改良事業の名称	工事を完了した年月日	届出者		倉吉市役所
志津地区農業用用排水事業	昭和五十五年三月二十日	倉 吉 市		
中田地区農業用用排水事業	昭和五十五年三月五日	倉 吉 市		
桜地区農道整備事業	昭和五十五年三月二十日	倉 吉 市		
大原地区農業用用排水事業	昭和五十四年十二月二十日	大原土地改良区		
大原地区農業用用排水と客土を一 体とした事業	昭和五十五年一月三十一日			
松谷地区農業用用排水事業	昭和五十五年三月二十五日	赤 碠 町		
赤碠(向原)地区農道整備事業	"			
北野地区農業用用排水事業	昭和五十四年十二月二十日	大鵬土地改良区		
福部地区農業用用排水事業	昭和五十四年九月六日	福 部 村		

海士地区農地開発事業
東海士地区農道舗装事業
海士地区農道舗装事業
高住地区農地開発事業
白地地区農業用用排水事業
長谷地区農業用用排水事業

昭和五十一年三月二十七日	
昭和五十四年三月二十五日	"
昭和五十四年五月三十日	岩美町
昭和五十五年一月三十日	"
昭和五十五年三月二十五日	"

鳥取県告示第四百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月六日

鳥取県知事 平林鴻三

一起業者の名称

日本道路公団

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市赤井手字蘆池、字東天神免、字中天神免、字西天神免、字西中島ノ下、字西中島の上、字明寿庵、字欠田、字松尾河原、字松尾河原ノ壱、字松尾河原ノ弐、字欠田河原ノ壱、字欠田河原ノ弐、字東及び字東

猿池、河岡字吉崎、字福留之上、字下夏梅、字上夏梅及び字吉崎下モ、尾高字家ノ後、字福留、字西ヶ森ノ四、字藏ノ内、字西ヶ森ノ壱、字西ヶ森ノ二、字森、字六反場筋ノ三及び字森テ田、日下字河原端、字豊後、ケ森ノ二、字森、字六反場筋ノ三及び字森テ田、日下字河原端、字豊後、字寛ヶ坪、字油免、字昆沙田、字砂堀、字二ノ宮分、字蟹ヶ坪堤ノ下、字蟹ヶ坪、字東蟹ヶ坪、字南蟹ヶ坪、字四反田、字蟹ヶ坪中島、字西杉寺、福万字妻神、字八窪田、字廣畑、字八窪田ノ一、字北林、字八久保田北及び字八久保田南並びに石州府字大塚ノ壱、字大塚ノ弐、字浅宮谷、字寺處ノ弐、字寺處ノ壱、字寺處の三、字寺處ノ四、字山ノ下タ一、字山ノ下タ二、字寺所ノ峯、字大成、字原新田及び字石州府原、西伯郡岸本町福岡字大畠山、字山根及び字山根山、岸本字下ノ原東一、字下ノ原東二、字下ノ原西一、字尻谷、字上ノ原、字陣場及び字横道ノ上、久古字袖落、字原新屋敷、字新田原、字新田原下モ、字陣場、字豆尾、字豆尾ノ中、字豆尾下、字細工欠、字向坂ノ下、字細工欠落通、字下川原川端、字下河原、字仲田、字カケハタ、字下向田、字向田、字鋤先、字ハバタ、字御休堂、字草田烟、字草田、字宮ノ前、字荒神ノ元、字宮ノ峯ノ二、字宮ノ脇、字下宮ノ谷、字高平、字尾高山ノ一、字宮ノ谷中、字日南平、字宮ノ谷上及び字尾高山ノ二、口別所字横道上東及び字大林、番原字打越、字宮ノ谷上及び字尾高山ノ二、口別所字横道上東及び字大林、真野字鍼立、字向原、字原谷及び字ドウドウ並びに清原字五十久保、字ウネ原、字下跡坂谷、字上跡坂谷、字荒畠、字下小丸山、字上小丸山、字横路谷、字原山、字狐塚原、字圓豆田平、字穴水原上三平及び字穴水原、日野郡溝口町金屋谷字下山北通一、字下山北通弐、字王ノ原壱、字王ノ原弐、字下山南通一、字上垢溜、字下垢溜、字段ノ原一、字南垢溜、字

段ノ原、字段ノ原三及び字ノブシ原、上野字大平ル原及び字カマ谷、添谷字美道路、長山字後口山、大倉字田塔北平、字田塔平、字ヲコ田平、字間渡ヒナ平、字尻立平、字間渡り、字間渡、字間渡蔭平、字七曲り、字荒神間渡ヒナ平、字荒神間渡、字シャウガ田、字正田ノ二及び字正田ノ一、谷川字大谷、字中ウネ、字小塔、字小谷、字山田、字篠林、字高林西比良、字大谷尻、字打石、字打石谷、字堀、字高林南比良ノ西、字堤ノ上、字北平東及び字大比良三、宮原字山ノ神、字大塔、字隻日、字虎ケ尾、字隻日谷、字塩瀧、字水落、字鉄床、字大林、字上赤塔、字堤谷、字ヤナガ谷、字狐狩、字柿塔、字小屋谷、字小谷、字小谷尻、字佛ヶ峰、字シンナシ、字下龜谷、字中ノ谷及び字上龜谷、白水字妻ケ平、字下貝市、字カソ谷、字楨山、字屋敷、字樋ケ谷平、字原坂平、字中河原、字上中河原、字平井手ノ下タ、字サナノ前及び字喜藤治並びに根雨原字道々平、字ナル、字道々日南、字妻ノ神、字道々影、字道々影の一、字道々影の二、字里輪谷、字砂子ケ峠、字下モイヤ谷、字白水古曾里及び字小船並びに日野郡江府町大字柿原字尾船、字小船、字小船ホウキ平、字三谷、字三谷尻、字三谷瀧ノ下及び字横路、大字佐川字行岸、字峠ノ平、字御崎谷下モ、字御崎谷、字段ノ平、字金屋ケ谷、字大陸谷日南、字上ミ岩屋ケ成ル、字大陸谷、字寺ノ段、字謐リ塔、字日南山、字謐リ塔下タ、字上代、字ヒナ、字松尾尻、字カゲ、字ハゼン、字景山、字宮ノ尾上ミ、字官ノ尾下モ、字谷山、字中崎、字平谷尻リ、字林ヘリ、字足塔尻、字足塔、字隱塔、字カナクソ、字小平ラ、字山ノ神、字塔田入口、字塔田、字谷山日南ノ壱、字有免、字スエヒト、字柿木田、字砂田、字棚田、字柿ノ木塔、字原手塔田、字井手平ラ及び字谷山日南、大字小江尾字大松谷、字大成北平、字大成南平、字大塔日南平、字大塔尻、字下大塔南平、

字北奥谷林、字北下谷林、字南奥谷林、字南下谷林、字北朽ノ子塔、字南朽ノ子塔代、字成ル林、字鉄穴口、字古屋敷、字坂木、字奥向林、字下向林及び字城ノ尾、大字江尾字貝田原、字駄飼場、字上浅原、字浅原下タ岸、字船谷中島、字猿平、字上後原、字下後原、字カキ尻、字才ノ木、字原高下、字石橋、字山神、字山神脇及び字市塔日南尻リ、大字宮市字地大名、字燧焰田、字杉田、字小路ケ市谷下、字小路ケ市谷上、字箕平ラ、字平ル林、字日南林、字神田平、字木舟上平、字古神田、字木舟尻、字木舟、字木舟日南、字朽谷、字谷奥、字下如来堂、字如来堂、字王子ケ市、字小苦塔、字上ミ小苦塔、字廣塔、字道ケ塔、字坂根、字後谷及び字苦塔、大字俣野字北谷奥及び字熊野山、大字助沢字岡岩、字細谷、字影ノ平ル、字下龍王、字龍王、字アマガ平、字越峠、字柳原、字澤、字今坂谷、字中ソ子、字家奥谷、字家ノ奥、字ソラヌク湯及び字三平並びに大字下蚊屋字上ヌク湯、字大楨谷及び字三平地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十五年六月九日から昭和五十六年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

昭和五十五年五月二十九日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第

四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

施設の名称

所在地

旧 赤 砧 公 民 館

東伯郡赤崎町大字赤崎

赤崎町基幹集落センター

東伯郡赤崎町大字宮木二〇七

昭和五十五年六月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号
北条町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月六日

施設の名称	所在地
鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫	東伯郡北条町大字弓原

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

赤崎町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、七四五
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四五、七三九
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三〇、二二〇
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二九、八五二
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、三二〇
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、七五二
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八四三
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、六〇一
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、九一九
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、三一九
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、九七九
	六、九三七

北条町立中央保育所

東伯郡北条町大字弓原

頁 段 行 誤 正
四 上 二 鳥取 鳥獸

昭和五十五年五月鳥取県告示第四百五十四号（鳥獸保護区の存続期間の更新について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正 誤